

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒントヒント

**感じ取る** 客室乗務員歴12年の松澤萬紀氏は、HOW(どうすれば?)で考えれば、必ず相手の役に立てる、と本に書いています。言わされたことだけ、決められたことだけをやるのではなく、どうすれば喜んでもらえるかを考える。シンガポールのホテルに勤務して日の浅い日本人女性がいました。ある時、日本人の老夫婦が5日間の日程でホテルに滞在され、特に予定は立てていなかったそうです。彼女は頼まれたわけでもないのに、5日間の観光プランを立てて、提案し、毎日声をかけ、要望によってはプランを変更したこともあったそうです。彼女は多くの人に喜ばれています。「1秒で気がきく人がうまくいく」ダイヤモンド社刊。

## 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成30年分の所得税等の申告人員は、約2,222万人で前年比1.1%増加しています。

このうち、土地等の譲渡所得の申告人員は、約52万6千人で前年比2.3%増ですが、株式等の譲渡所得の申告人員は、約101万5千人で前年比1.6%の減となっています。



## ヒントヒント



## 教育資金一括贈与非課税措置

### □制度改正

平成31年度税制改正において、直系尊属からの教育資金一括贈与非課税措置（限度額、1,500万円）の改正が行われました。

ここでは、その改正内容について、確認していくことにしましょう。

### □適用期限

改正前は、平成31年3月31日までの措置でしたが、適用期限が、令和3年3月31日まで2年間延長されました。

### □受贈者の要件

改正前は受贈者（贈与を受ける人）の所得要件はありませんでしたが、贈与があった年の前年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、非課税措置を適用できないことになりました。

### □教育資金の範囲

改正前は、受贈者の年齢にかかわらず、一律に使途の範囲が設定されていましたが、23歳以上の受贈者の教育資金の範囲は、①学校等に支払われる費用（入学会、授業料、入園料、保育料等）、②学校等に関連する費用（留学費用等）、③学校等以外に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの、に限定することとされました。

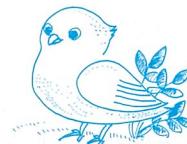
### □残高に対する贈与税課税

改正前は、30歳到達時にその時点での残高に対して贈与税を課税することとされていましたが、30歳到達時点において、現に、①学校等に在学している場合、②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合、その時点で残高があっても贈与税課税を行わないこととされました。

その場合、①、②の事由がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税課税を行い、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して、贈与税課税を行うこととさ

## 話の物語

○江戸期に「近江国輿地志略」という本が出た。司馬遼太郎によれば、旧中山道の近江国（滋賀県）と美濃国（岐阜県）との境は小さな溝のような川だった。そこを「寝物語の里」という。近江側20軒、美濃側5軒。壁越しに美濃の人と近江の人が寝物語をする。この村が東と西の境界線。通貨制度が異なる。近江は銀何匁の銀本位制、美濃は小判何両の金本位制。



れました。

### □贈与者死亡の場合の残高

改正前は、贈与者が死亡した場合でも、その時点での残高を相続財産には加算しないこととされていましたが、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除いて、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとされました。

- ①23歳未満である場合
- ②学校等に在学している場合
- ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

### □結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度

平成31年度税制改正において、直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置（限度額、1,000万円）についても改正が行われました。

改正前は、平成31年3月31日までの措置でしたが、適用期限が、令和3年3月31日まで2年間延長されました。

また、改正前は受贈者の所得要件はありませんでしたが、贈与があった年の前年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、非課税措置を適用できないことになりました。

## 「節税保険」対策の通達 —適用時期は2段階—

経営者向けの定期保険と第三分野保険に係る保険料の税務取扱いを一本化する法人税基本通達（法令解釈通達）の一部改正が6月下旬にホームページで公表されました。

**1. 適用時期が2段階** ①今般の改正通達は令和元年7月8日以後の適用となります。一方、②年換算保険料相当額30万円以下は適用除外とする規定の適用は10月8日以後の契約からとなります。

**2. 7月8日以後の適用関係** 第一分野を生命保険固有分野とし、終身保険や定期保険、養老保険がその具体例となります。第二分野を損害保険固有分野とし、火災保険や自動車保険がその具体例となります。第三分野は、前記2つの分野の中間に位置し、医療保険やがん保険に代表される特定疾病保険、民間介護保険がその

具体例となります。いわゆる法人向けの「節税保険」の取扱いに関する法令解釈通達です。

**3. 10月8日以後の契約から適用** 解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険は、その事業年度の支払保険料の額が30万円以下のものについて、その支払った事業年度の損金の額に算入することを認める定めを追加したことから、この件に関してはその内容の周知期間が必要だとして、2段階目となりました。

**4. これらに関するFAQ** 国税庁は、今回の保険料の取扱いに関するFAQをホームページで公表しています。FAQは全部で20問で、その構成はおおむね次のようです。疑問点の確認には是非ご利用下さい。適用時期、当期分支払保険料の額、資産計上時期と取崩期間、(最高)解約返戻金相当額、年換算保険料相当額が30万円以下の場合、最高解約返礼率が85%超となった場合の資産計上時期、契約内容の変更、解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険または第三分野保険等々に回答しています。

### ナマの税務相談室



ご無沙汰しています。  
今日は海外で死亡した場合の葬式費用の範囲についての質問です。

家族構成は被相続人A、

配偶者B、子C、D 2人で全員日本国籍です。

被相続人Aは配偶者Bと子2人で毎年日本とオーストラリアと半々で生活していました。

そのAが現地で亡くなり、オーストラリアでは故人を偲んでパーティが行われましたが、その費用は葬式費用に該当しますか？

日本国内ではBが帰国してから知人等を招き、お葬式代わりの偲ぶ会のようなものを考えています。

この費用は、相続税基本通達13の5の法会に要する費用に含まれてしまうのか、同通達13の4の葬式に含まれるのかご指導下さい。



葬式費用は被相続人の債務ではありませんが、社会慣行あるいは道義的にも避けられない費用の負担であることから、相続税法

### 海外での葬式費用

は、課税価格の計算上、相続又は遺贈によって取得した財産の価額から葬式費用を控除することとしています。

ところで、お葬式の形式は、国によって様々で火葬、土葬、鳥葬、樹木葬等いろいろあります。

さて、オーストラリアの葬式は、お葬式の後にWakeと呼ばれる故人を偲び家族を慰める日本でいうお通夜と似たような趣旨のパーティで、葬式費用に該当するものと思います。Bが帰国して行う偲ぶ会は僧侶を呼ばないので法会でもありませんが、葬式に伴うものではないので葬式費用とは認められないと思います。

なお、国税庁の事前紹介制度による文書回答事例があり、住所地と出身地とで告別式を2回に分けてそれぞれ僧侶による読経等の形式で行われた告別式費用を葬式費用と認める取り扱いがあります。

### ナマの税務相談室

## 成年年齢の変更の 税制改正での現われ方

**我**が国における成年年齢は、明治9年（1876年）の太政官布告以来、20歳とされてきました。平成27年（2015年）6月に公職選挙法が改正され、選挙有権者年齢が18歳以上となり、平成28年（2016年）6月19日に施行されました。これを踏まえて、平成30年（2018年）6月13日に民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳となりました。この施行は、令和4年（2022年）4月1日です。

**そ**れを承けて、本年、税法上に係る規定での20歳という表記を18歳に引き下げる改正がなされました。

**相**続税法では、未成年者控除と相続時精算課税選択の適用対象者年齢について、

租税特別措置法では、①NISA・ジュニアNISA非課税口座の開設者、②直系尊属贈与の税率の特例適用者、③非上場株式等に係る納税猶予受贈者、などの年齢について改正がなされました。

**そ**の施行時期は基本的には、民法の施行時期である令和4年（2022年）4月1日からですが、先の①については、令和5年（2023年）1月1日以後に開設される非課税口座、未成年者口座についての適用とされています。

**な**お、20歳という規定のすべてで改正があったかというと、そうではなくて、住宅取得等資金の贈与税の非課税、教育資金の一括贈与の非課税、結婚・子育て資金の一

括贈与の非課税、などについては年において改正されておりませんでした。これらの时限立法期間末はどれも平成33年3月31日で、民法の施行期日前なので、本年において改正するわけにはいかない、ということのようです。

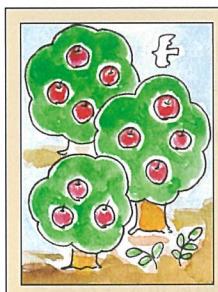
**ま**た、税制改正大綱には、税理士法・国税通則法・国税徵収法・地方税法における成年年齢についても改正がある旨の記載がありましたが、これらは本年の税制改正としては具体的には現われて来ていませんでした。これらの法規では「20歳以上」というような表現ではなく「成年」「未成年」の表記なので、改正民法施行と同時に自動的に意味が変わるという関係なので、改正の具体的な手続きは不要だったわけです。

**因**みに、酒・煙草・公営ギャンブルの年齢制限は、20歳のままです。

人生とは自転車のようなものだ。  
倒れないようにするには  
走らなければならない。

寒露8日、霜降24日。  
いいよまた東京で。  
第一月曜日は体育の日。  
先の東京オリンピックを記念したのですが、来年はぞ女郎花一茶

「我ものに手折れば淋し女郎花蓼太」  
女郎花と書いておみなえし、おみなえは秋の七草。  
黄色い花。男郎花もある、おとこえし、白い花。  
一茶にも一句あります。  
「よろよろは我もまけぬぞ女郎花一茶」



### 10月の税務メモ

#### (国 税)

- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
- 8月決算法人の確定申告
- 2年2月決算法人の中間（予定）申告

#### (地方税)

- |        |   |
|--------|---|
| 10日    | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付                                       |
| 15日    |   |
| 31日    | ○8月決算法人の確定申告<br>○2年2月決算法人の中間（予定）申告<br>○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |
| ク<br>ク |   |

（アインシュタイン）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。